

支援制度

破綻放置旅館の取り壊しにかかる支援制度

加賀市では下記のように、観光に関する事業者に対し多面にわたる支援措置（1+2）があります。
お気軽にご相談ください。

支援措置 1

助成	目的	市内温泉地の景観回復と併せ地域経済の活性化を図る	
	概要	破綻旅館を取得・解体し、観光振興に資する事業を行う者に対する支援措置	
	要件	施設	旅館、ホテル
		施設の取得	閉館日以後、使用されず3年間経過した施設を取得したもの
		解体	建物を取得してから3年以内に建物の解体及び撤去を行うもの
		エリア	片山津温泉、山代温泉、山中温泉で市が定めた地域
		解体費	2,700万円を超えるもの
		その他	解体後、観光振興に資する事業を自ら行うもの
	助成	対象経費	建物の解体及び撤去に要する経費
		助成額	補助対象経費 × 20%
限度額		1億円	

支援措置 2

優遇制度	名称	加賀市企業立地促進のための加賀市税条例の特例を定める条例	
	区域	片山津温泉、山代温泉、山中温泉の地域	
	対象者	上記支援措置の対象となるもの (別途製造業も対象措置あり)	
	税額	固定資産税	1.4% → 0.7%
		都市計画税	0.2% → 0.1%
適用期間		4年間	

※旧山中町地域は、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例に基づき減価償却固定資産税の全額免除の支援があります。

詳細については、事前に下記までお問合せください。

● お問い合わせ先 ●

加賀市役所 観光商工課 企業誘致グループ

〒 922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地

TEL. 0761-72-7820 FAX. 0761-72-7991

URL <http://www.city.kaga.ishikawa.jp/>

Email kigyou@city.kaga.lg.jp